

「兵庫県森林ボランティア団体連絡協議会」細則

(趣旨)

第1条 この細則は、兵庫県森林ボランティア団体連絡協議会会則（以下「会則」という。）第11条の規定により、協議会の円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 本協議会に委員を置くことができる。

2 委員は、本協議会の所属団体より推薦のあった者を総会において選任する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の委員が任期途中で就任時の団体を離れた場合は、所属団体から推薦のあった者をその後任に充てる。

(事務局の組織)

第4条 会則第9条に定める事務局は、兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）に置く。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を置くものとする。

3 事務局長は、兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課長をもって充てる。

4 会計を監督する者として、会計監査を置く。会計監査は同課森づくり普及班長をもって充てる。

(入会)

第5条 会則第5条に定める入会申込書は、様式第1号とする。

(退会)

第6条 会則第5条第2項に定める退会届出書は、様式第2号とする。

(総会の定足数)

第7条 やむ得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、会則第8条第4項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会費)

第8条 年会費については、1,000円とし、入会金は不要とする。

2 年会費が未納の場合、事務局からの督促後、期限までに納付が確認できない場合は退会扱いとする。

附則

この細則は、平成17年9月25日から実施する。

附則

この細則は、平成19年4月26日から実施する。

附則

この細則は、平成20年4月18日から実施する。

附則

この細則は、平成23年5月16日から実施する。

附則

この細則は、平成24年6月20日から実施する。

附則

この細則は、平成26年6月4日から実施する。

附則

この細則は、平成30年6月12日から実施する。

附則

この細則は、令和2年7月31日から実施する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

入会申込書

兵庫県森林ボランティア団体連絡協議会 会長 様

団体名 _____

代表者氏名 _____

貴協議会に入会したいので、申し込みます。

記

1 団体名 _____

〒

2 所在地 _____

3 届出者氏名 _____

4 設立年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 設立趣旨 _____

6 活動フィールド _____

7 アピールポイント _____

8 活動内容 _____

9 会員数 _____ 名

10 連絡先 **TEL** _____ **FAX** _____

E-mail _____

ホームページ URL _____

(様式第2号)

令和 年 月 日

退 会 届 出 書

兵庫県森林ボランティア団体連絡協議会
会 長 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

今般、下記の理由により退会したいので、届け出します。

記

1 団 体 名 _____

〒

2 所 在 地 _____

3 届出者氏名 _____

4 理 由 _____
